

平成 22 年 5 月 24 日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2004～2009

課題番号：16090208

研究課題名（和文） 国際会社法の総合的研究

研究課題名（英文） Cross-Border Issues on Corporate Law

研究代表者 早川 吉尚 (HAYAKAWA YOSHIHISA)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：90287912

研究成果の概要（和文）：本研究の成果として、わが国の会社法関連法規や関連裁判例、そして、それら全般に関する包括的で平易な解説につき、十分な英文での情報を世界に対して発信することができた。加えて、さらなるグローバル化の進展への対応という観点から、わが国の既存の会社法関連法規のうち、法文の釈上不明確な部分についてはその解釈指針を提示し、さらに、将来の立法のために、わが国の立法プロセスのあり方をも含めた立法論的提言を行った。

研究成果の概要（英文）：As a result of this research project, legal information on corporate issues in Japan, including overviews of whole legal systems, specific legislation and regulations and important judicial cases, has been provided to the overseas community in English. Responding to the growing pace of globalization, additionally, many of ambiguous points on the present legislation and regulations have been clarified and a number of issues to be changed in the legislative process have been reported.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2004年度	6,000,000	0	6,000,000
2005年度	8,200,000	0	8,200,000
2006年度	7,500,000	0	7,500,000
2007年度	7,700,000	0	7,700,000
2008年度	7,700,000	0	7,700,000
2009年度	6,600,000	0	6,600,000
総計	43,700,000	0	43,700,000

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：－

キーワード：(1) 国際化、(2) グローバリゼーション、(3) 会社法、(4) 国際私法、(5) 透明化、(6) 貿易投資

## 1. 研究開始当初の背景

グローバル化社会の中で、外国からみてブラックボックスのような状態にあるという

状況は、会社法に関しても同様であった。すなわち、他の先進国に比して海外からの直接投資が圧倒的に低い水準にとどまっている

という現象は、日本の会社法制が海外からはよく分からないという点に一つの要因を求めることができた。より具体的には、現存する関連法規や関連裁判例、それらに対する平易な解説が英文のものとしてほとんど提供されていない、さらには、国内法制が企業の国内での活動しか念頭に置かずに設計されているために、企業の活動がクロスボーダーなった場合には、不明な点、様々な障害が多々生じるという問題があった。

## 2. 研究の目的

上記の問題意識の下、本研究は、わが国の会社法につき、既存の立法・判例についてその解説をも含めて英文で世界に発信するとともに、将来のさらなるグローバル化を見据えて、解釈上不明確な部分（いわゆる国際会社法上の問題）については解釈指針を提示し、立法上の手当てが必要となる部分については立法論的提言を行うことを目的とするものであった。

## 3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、以下のような方法で研究が進められた。

### (1) ウェブサイトによる日本の会社法制に関する英文での情報発信

第一に、外国企業がわが国に法人を設立して業務展開をする際に重要と思われる会社法関連の重要判例約 260 件を選定し、事案の概要および判旨の英訳を作成し、ウェブサイトを通じて発信した。

第二に、わが国の会社法関連法規については、当初は独自の翻訳作業を進める予定であったが、内閣府の翻訳プロジェクトにおいていち早くその英訳が発表されたため、当該英訳を活用して、ウェブサイトを通じて発信した。

第三に、外国企業のわが国での法人設立・業務展開という観点から、わが国の会社法制につき上記の英文化された判例・法律とリンクさせる形で英文の解説を作成し、発信した。

第四に、国際会社法、外国会社規制、クロスボーダーM&Aなど、外国からみて特に重要度が高い問題については、独立した英文の論稿を特別に纏めて解説を行い、さらに、近年の判例に関しては、年度ごとにその動向について英文での解説を行い、それぞれ発信した。

### (2) クロスボーダーな状況における会社法上の諸問題

本研究においては、従来、必ずしも議論が十分になされてこなかった、クロスボーダー

な状況における会社法の抵触法的・実質法的分析につき、会社法研究者・国際私法研究者・実務家からなる研究グループによる定期的な研究会合を通じて、活発な研究活動を行い、その成果を様々な形で公にした。

特に、2004年10月には、わが国最大の法学系団体である日本私法学会において一日がかりのシンポジウムを開催し、国際会社法上の論点につき包括的な報告を行い、その場に終結したわが国の専門家との間で様々に討論を行った。

また、2005年3月には、岡山での国際シンポジウムで外国会社規制に関する報告を行い、内外の研究者と討論を行った。

さらに、2006年10月には、国際法学会でのシンポジウムでクロスボーダーM&Aの問題を中心に報告を行い、わが国の国際私法研究者との間で議論を進めた。

また、2007年2月には、米国商工会議所と東京弁護士会との共催の東京でのシンポジウムにおいて、海外からの注目が大きいクロスボーダーM&Aに問題を絞り、この問題に関心を有する米国の法律家・企業人との間で討論を行った。

また、同年3月には、ドイツ・ハンブルグのマックスプランク研究所主催のシンポジウムでも報告を行い、欧州の国際私法研究者・会社法研究者との間でも議論を行った。

さらに、2008年2月には、JETRO London と UK Japan Society との共催のロンドンでのセミナーにおいて、サブグループ代表の一人が、やはりクロスボーダーM&Aに問題を絞って報告し、欧州の法律家・企業人と討論を行った。

その上で、2008年11月の特定領域総括班主催シンポジウムにおいては、報告に続く内外のM&Aの専門家とのパネルディスカッションを通じて、わが国の法制のあり方に対する以下のような根本的な問題についての考察を深めた。

### (3) グローバル化の時代の会社法に関する立法論的提言

個別の問題については、特に、会社法の改正作業の過程において、当時において法制審メンバーであった研究班メンバーを通じて、あるいは、パブリックコメント、後掲の法学雑誌公表の論稿を通じて提言し、その一部は反映され、その一部は反映されなかった。しかし、より大きなものとして、わが国の立法プロセスそのものに対する問題提起につき、後述するような成果を得ることとなった。

なお、かかる成果の検証については、2009年11月の特定領域総括班主催シンポジウムにおいて、立法プロセスに関わる官僚等の関係者をも含めた議論の中で行われた。

また、2010年3月の日仏会館でのフランス

を中心とした欧州の研究者・法律家・企業人との国際セミナーにおいても報告がなされ、その検証作業が行われた。

#### 4. 研究成果

上記の(1)に関しては、上述の通り、わが国の会社法関係の法規と270件の重要裁判例の英訳、及び、英文でのそれらの解説をウェブサイトその他で発信することで、海外からの日本の会社法関連法制に関する理解を格段に高めたといえる。

また、(2)に関しては、クロスボーダーM&Aを中心とした企業の国際的な活動に関する様々な法的な問題につき、解釈論上不明な点を、内外の実務家を交えた様々な場面で検討し、そのあるべき解釈を様々に明らかにし、後掲の論稿や上記のウェブサイトを通じて公表してきた。この研究活動についても、グローバル化のさらなる進展を見据えた際の、わが国での会社法制の国際化という点で、多大な貢献をしたと思われる。

他方、(3)については、これからのさらなるグローバル化を見据えると、わが国の立法プロセスには以下のような問題が指摘でき、そうした問題を改善できるか否かが、これからのわが国の国際競争力の強化の可否に影響を与えると考えられる。

すなわち、これまでのわが国の立法プロセスにおいては、そのプロセスに関与できる主体が実は限られており、その枠内に入っていない主体の利益については、それが立法プロセスで反映されることが極めて難しいという構図がある。その背景としては、さらに、縦割りにされた行政内の区分がある一時代のわが国の社会構造・産業構造を前提に構築されており、時代の変化に必ずしも迅速に対応できてこなかったこと、その構造に政治も従属することによって、全く新しい利益を有する主体が立法プロセスの中に入り込む余地が、政治の側においても難しかったことを指摘することができ、それが、外国企業という主体、その有する利益についてまさに当てはまる。

また、特に外国企業との関係では、わが国企業との間でビジネス上のライバル関係にあることから、これに対して閉鎖的な制度を構築した方が短期的には競争上有利であること、わが国企業とは異なる思考様式をとる可能性が高いことから、その参入が雇用問題をはじめとするわが国においてインフォーマルに存在する制度を破壊する恐れがあるといったことが、立法面でこれらの利益を反映させないことに大きな影響を与えていることも明らかになってきた。そしてそれは、会計基準や税法をも含めた会社法以外の面での障壁、様々な制度上の問題についての解

釈の不明確性、そして、それらの制度や運用が日本語でしか語られず英語により発信されてこなかったことにより、強化されてきたといえる。

ただ、こうした傾向は、長期的にはジャパン・パッシングを生み、世界における日本の継続的・長期的な地盤沈下をもたらしている。その意味において、これまでのあり方には強く警鐘がなされるべきである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計15件)

- ① 早川吉尚、クロスボーダーM&A、NBL、査読無、900号、2009、pp.88-91
- ② 小出篤、平成19年度会社法関係重要判例の分析(上)(下)、商事法務、査読無、1839・1840号、2008、pp.4-19、pp.47-65
- ③ 小出篤、平成18年度会社法関係重要判例の分析(上)(下)、商事法務、査読無、1806・1807号、2007、pp.4-16、pp.51-61
- ④ 早川吉尚、国際M&Aを巡る国際私法上の問題と三角合併、企業会計、査読無、59巻8号、2007、pp.33-39
- ⑤ 早川吉尚、現代企業のビジネス展開からみた法と国家、国際法外交雑誌、査読有、106巻2号、2007、pp.52-76
- ⑥ 藤田友敬、International Corporate Law in Japan、Japanese Annual of International Law、査読有、48号、2006、pp.44-64
- ⑦ 小出篤、平成17年度会社法関係重要判例の分析(上)(下)、商事法務、査読無、1773・1774号、2006、pp.55-62、pp.26-37
- ⑧ 早川吉尚、会社法の抵触法的分析、商事法務、査読無、1706号、2004、pp.21-26
- ⑨ 藤田友敬、国際的な企業結合関係、商事法務、査読無、1706号、2004、pp.33-41

[学会発表] (計12件)

- ① 早川吉尚、Legal Reform Projects as an Infrastructure for Foreign Investment in Japan、Seminar on the Japanese Economy and Society (2010年3月23日、日仏会館)
- ② 早川吉尚、会社法、特定領域研究「日本法の透明化」シンポジウム(2009年11月29日、新宿・京王プラザ)

- ③ 早川吉尚、大杉謙一、その他、クロスボーダーM&A、特定領域研究「日本法の透明化」シンポジウム(2008年11月28日、新宿・京王プラザ)
- ④ 早川吉尚、その他、Cross-Border M&A on the New Japanese Corporate Law、Japan Society UK(2008年2月20日、JETRO London)
- ⑤ 横溝大、International Company Law in Japan、Symposium: Japanese and European Private International Law(2007年3月1日、ハンブルグ・マックスプランク国際私法外国法研究所)
- ⑥ 早川吉尚、大杉謙一、その他、新会社法と三角合併、在日米国商工会議所・東京弁護士会・共同シンポジウム(2007年2月20日、東京アメリカンクラブ)
- ⑦ 早川吉尚、その他、国境を越えた企業合併、国際法学会(2006年10月8日、横浜国立大学)
- ⑧ 早川吉尚、松井智予、その他、Japanese regulations against Foreign Corporations and Global Competition in Corporate Law、国際シンポジウム「国際私法の経済分析」(2005年3月15日、岡山・ベネッセアートサイト)
- ⑨ 早川吉尚、藤田友敬、国際会社法、日本私法学会(2004年10月10日、上智大学)

[図書] (計2件)

- ① 早川吉尚、横溝大、その他、Mohr Siebeck、(Basedow-Baum-Nishitani eds.) Japanese and European Private International Law in Comparative Perspective、2007、434
- ② 早川吉尚、松井智予、その他、Mohr Siebeck、(Basedow-Kono eds.) An Economic Analysis of Private International Law、2006、246

[その他]

ホームページ等

<http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/>

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

早川 吉尚 (HAYAKAWA YOSHIHISA)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：90287912

### (2)研究分担者

藤田 友敬 (FUJITA TOMOTAKA)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：80209064

松井 智予 (MATSUI TOMOYO)

上智大学・法学部・准教授

研究者番号：70313062

松井 秀征 (MATSUI HIDEYUKI)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：30282536

横溝 大 (YOKOMIZO DAI)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00293332

小出 篤 (KOIDE ATSUSHI)

学習院大学 法学部・准教授

研究者番号：20334295

### (3)連携研究者

なし